

# 令和2年度沖縄県社会福祉施設整備費補助金（障害児者福祉施設）協議 対象事業の募集について

## 1 事業概要

沖縄県が、国庫補助事業（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び沖縄振興公共投資交付金）を活用して、社会福祉法人等が実施する障害児（者）福祉施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する事業です。

※ 那覇市は中核市であるため、那覇市内の施設については、那覇市にお問い合わせください。

## 2 事業の審査

- (1) 障害福祉の趣旨を十分に理解し健全で安定した施設運営が可能であること。  
既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。  
また、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解を持つ者であること。
- (2) 資金計画（初期及び運営費用）が、無理のないものであること。
- (3) 施設を設置する土地については、貸借が認められている場合を除き、原則として自己所有地としての確保が確実であること。  
また、面積、形状、進入路、給排水方法、各種開発関係法令（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は事前に所管部局と十分に協議しておくこと。）の観点から施設整備に問題がないこと。
- (4) 施設建設計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設置基準等に適合していること。
- (5) 地元住民への説明会等により地域の理解を得られること。  
など

## 3 事業の選定

法人から提出のあった整備計画（事前協議書）について、必要性・緊急性や国・県等との施策との整合性、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に協議対象事業を選定します。

県が選定した事業は、国庫補助協議を行います。国との協議の結果、国庫補助金交付対象事業として採択されなかった場合は、県は当該事業を不採択とします。

## 4 留意事項

- (1) 既に整備に着手（契約など）している事業は対象外です。
- (2) 対象事業は、整備計画が単年度（工期がおよそ令和2年8月～令和3年3月中旬までの間）のものとし、令和3年3月中に法人での完成検査、建築基準法や消防法上の検査、県の完成検査が終わる見込みのものとし、
- (3) ヒアリングには、必ず法人担当者が出席してください。
- (4) 必要に応じて追加書類を依頼することもあります。

- (5) グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものが補助の対象となります。
- (6) 既存施設のスプリンクラー設備等整備については、整備区分「スプリンクラー設備等整備」や「大規模修繕等」があるため、
- ・「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」  
(平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知)
  - ・「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」  
(平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知)
- など、関係通知を十分に確認して下さい。また、事業概要等には、法令上の設置義務の有無、基準額及び算定式なども含めて詳細に記載してください。
- (7) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかるため、厳守して下さい。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けた施設については、抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続きが必要になるので、あらかじめご留意ください。
- (8) 設計費用など書類等作成にかかる費用は、全て応募者負担となります。
- (9) 提出された書類は、返却しません。
- (10) 虚偽の記載をした書類を提出した場合、必要事項の記載がない場合、また大幅な不備がある場合は、受付できません。
- (11) 整備計画（事前協議書等）を提出した後、辞退する場合は、県へ速やかに辞退届（様式は任意）を提出して下さい。県で事業が選定された後などに、事業の中止等がある場合は、県全体としての国庫協議等へも大きな影響を及ぼすため、留意して下さい。
- (12) 社会福祉審議会社会福祉施設専門分科会で承認を得た事業は、原則として、全て国庫補助協議の対象となります。
- (13) 国庫補助協議の対象となる事業については、ホームページで公表します。
- (14) 補助金交付対象事業として採択された場合には、国の交付要綱に基づき、県が行う契約手続き（入札等）に準じて行うこととなります。

## 5 主なスケジュール（予定）

令和元年8月23日までに	県へ令和2年度事前協議書を提出
令和元年8月～9月	県で事業の審査（ヒアリング・現地調査）
令和元年10月～11月	社会福祉施設整備計画調整会議及び 社会福祉審議会社会福祉施設専門分科会での審査
令和元年12月	（県で選定された事業のみ）補助金の申請書類を提出
令和2年1月	補助金の申請書類の確認
令和2年3月	国（厚生労働省本省）から県へ事前の協議額調査
令和2年3月	国（九州厚生局）における県ヒアリング
令和2年3月～4月	県から国（九州厚生局）へ国庫補助協議書の提出
令和2年6月～7月	国から県へ内示

**※ここで補助金事業の採択・不採択が決定します。事業が採択された場合、補助金額の上限も決定します。内示額が補助**

**金額の上限額を大きく下回る場合があります。)**

令和2年7月～8月	補助金の交付申請書を作成・提出
令和2年8月～9月	補助金の交付決定
令和2年8月、9月	工事の契約及び着工、各種届の提出
令和3年3月中旬頃	工事完了・検査、補助金の事業実績報告書の提出
令和3年4月～5月	補助金の額の確定、支払

**6 整備区分及び整備内容**

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
避難スペース	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

## 7 補助対象事業と整備区分等

### (1) 補助対象事業及び整備区分

整備区分 補助対象事業所	創設	増築	改築	大規模修繕等 等	スプリンクラー設備等 整備	老朽民間社会福祉施設 整備	避難スペース 整備
療養介護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
生活介護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
自立訓練事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
就労移行支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
就労継続支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
障害者支援施設	◆	◆	◆	◆ (一括交付金)	◆	◆	◆
居宅介護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	—
重度訪問介護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	○
同行援護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	○
行動援護事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	○
短期入所事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	大規模修繕等 等で対応	—	○
共同生活援助事業所	○	○	○	○	大規模修繕等 等で対応	—	○
相談支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	—
児童発達支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
放課後等デイサービス事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
障害児入所施設	☆	☆	☆	☆ (一括交付金)	☆	☆	☆
児童発達支援センター	○	○	○	○ (一括交付金)	○	○	○
保育所等訪問支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	○
障害児相談支援事業所	○	○	○	○ (一括交付金)	—	—	○

○・・・障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等）

◆・・・地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。）

☆・・・社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人

一括交付金・・・沖縄振興公共投資交付金

## (2) 大規模修繕等の対象事業

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数（おおむね10年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数（おおむね10年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等の段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事（入所施設）
(4) グループホーム改修整備	共同生活援助を行う場合に必要な、既存施設（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、共同生活援助の基盤整備を図るための改修工事
(5) その他の改修工事等	国の通知の1の(4)～(8)、(10)～(12)

## 8 補助金額等の概要

※ 現時点では令和2年度以降の国庫補助基準額等が示されていないので、令和元年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、令和元年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）及び関係通知を参照して下さい。

### (1) 補助金額

補助金額は上限額であるため、**事業採択されても国及び県の予算により、大幅に下回る場合があります。**また、補助金額は千円未満切り捨てとなります。

- ① 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース  
国庫補助基準単価と補助対象経費に補助率を乗じた額を比較して少ない方の額
- ② 大規模修繕等  
国が必要と認めた額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額  
※ 共同生活援助事業所等のスプリンクラー設備等整備を除き、国が必要と認めた額＝施設延面積×4,000円となる。
- ③ スプリンクラー設備等整備  
国が必要と認めた額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額

## (2) 補助率

補助率は、補助対象となる事業所により異なる（国の財政上の特別措置：沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4号に規定する沖縄振興計画に基づく事業とし定められた対象施設の種類により、下記の①～③のように補助率の嵩上げがあります。）。

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設の場合  
補助率 5 / 6（国 4 / 6、県 1 / 6）
- ② 障害児入所施設のうち、主として、知的障害のある児童を入所させる施設の場合  
補助率 5 / 6（国 4 / 6、県 1 / 6）
- ③ 障害児入所施設のうち、主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設の場合  
補助率 9 / 10（国 8 / 10、県 1 / 10）
- ④ 上記①～③以外の施設の場合  
補助率 3 / 4（国 2 / 4、県 1 / 4）

※上記の補助率は今後変わる可能性があります。

## (3) 補助対象経費

補助対象経費は、次の①と②の合計額になります。

- ① 施設本体の整備にかかる工事費（総事業費ではない）
  - ② 工事事務費（設計・監理料等）…①の2.6%の金額が上限額
- ※ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）

## (4) 補助の対象外経費

次の経費は補助対象外です。（法人等の自己負担経費）

- ① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- ② 土地の買収又は整地に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ 職員の宿舎に要する費用
- ⑤ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、浴室のビニールカーテン等）
- ⑥ 施設的设计に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備
- ⑦ 不動産登記関係手数料
- ⑧ 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防署等）
- ⑨ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

## 9 提出期限等

### (1) 提出期限

令和元年 8 月 23 日（金）必着（期限厳守）

### (2) 提出書類

平成 31 年度沖縄県社会福祉施設整備費補助金（障害児者福祉施設）協議対象事業事前協議書及び添付書類 2 部

※ A 4 版フラットファイル自体に、文字の記入やシールの貼り付けは不要です。

※ 提出書類は、A 4 版フラットファイル（A 4、縦、左綴じ）に様式第 1 号から順番に綴じ込み、項目毎にインデックスを付けて下さい。

※ 図面等は A 4 版に折りたたんでください。

### (3) 提出方法及び提出先

郵送又は持参して下さい。（TEL：098-866-2190）

#### ① 郵送の場合

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

宛先 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 事業指導支援班

#### ② 持参の場合

沖縄県本庁舎 3 階 子ども生活福祉部障害福祉課 事業指導支援班